



# 児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。

## くためらわず知らせてつなぐ命の輪



### ○子どもへの虐待とは

親や親に代わる養育者が、子どもに対し身体的な危害を加えたり日常生活の世話をしなかつたりすることで、子どもの中からだやこころにキズをつけてしまつ行為をいいます。身体的虐待(暴力など)・性的虐待・ネグレクト(養育の怠慢・拒否)・心理的虐待(暴言や拒否的な態度)があります。いくら保護者が子どもをかわいいと思い、子どものためにやっているしつけであっても、それが子どもに悪影響を与えるのであれば、すべて『虐待』です。

### ○虐待の背景・・・

育児への負担感が大きく、身近に相談できる人がいない等、地域や社会とのつながりが薄く孤立した家庭に多いといわれています。

※湯浅町では、要保護児童対策地域協議会を設置して虐待防止に取り組んでいます。また、民生児童



### ○地域の皆さんへ

虐待かな?と思つたら、ためらわずにご連絡・ご相談ください。

※通報者のプライバシーは守られますのでご安心ください。

### ○子育て中のおうちの方へ

出産や子育てに悩んでいるときは・・・まずはお電話ください。

一緒に考えていきますよ。 ※相談者のプライバシーは守られますのでご安心ください。

# 虐待かもと思ったらすぐにお電話をください。

あなたの1本のお電話で救われる子どもがいます。

連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

《連絡は匿名でも可能です》

- 湯浅町 要保護児童対策地域協議会 事務局 64-11120 (湯浅町 健康福祉課 児童係)
- 地域子育て支援センター 63-6066 (向島保育所内)
- 有田振興局 健康福祉部 保健福祉課 64-1294 (湯浅保健所)
- 県子ども・女性・障害者相談センター 073-445-5312 (児童相談所)
- 児童相談所 全国 共通ダイヤル 0570-064-000